

鹿屋市地域間幹線系統確保維持費補助金交付要綱の一部を改正する要綱
鹿屋市地域間幹線系統確保維持費補助金交付要綱（平成18年鹿屋市告示第16号）
の一部を次のように改正する。

別記第3号様式中「印」を削る。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。